

第5章 登録

第37条（総則）

本協会定款第40条の定めにより、加盟団体を通じた登録規則を本章に定める。

第38条（加盟団体）

本協会への登録窓口となる加盟団体とは、本協会定款第34条第1項に定める卓球競技団体をいう。

第39条（登録会員）

登録会員とは、各都道府県加盟団体に所属し、本協会の定める事業に参加する者で、次のとおりとする。

- 1) 選手登録
- 2) 役職者登録（「当該年度、19歳以上」とし、役職者登録のみでは選手活動はできない）
- 2 原則として同一人の選手登録は一つのチームに限る。
- 3 本協会に登録する際の氏名と性別は住民票記載事項に準ずる。

第40条（登録会員の種別及び登録料等）

登録会員の種別及び登録料等は、下表のとおりとする。

種別	略称	対象者	登録料
第1種	一般	年齢を制限しない一般及び次の第2～7種に所属しない選手	1,500円/人
第2種	日学連	日本学生卓球連盟に所属する選手	1,100円/人
第3種	高体連	全国高等学校体育連盟卓球専門部に所属する選手	900円/人
第4種	中学生	中学生の選手	700円/人
第5種	小学生	小学生以下の選手	700円/人
第6種	教職員	全国教職員卓球連盟に所属する選手	1,500円/人
第7種	日本リーグ	日本卓球リーグ実業団連盟に所属する選手	1,500円/人
第8種	役職者	「当該年度、19歳以上」とし、次の分類に所属する役職者 ①(役職者) 加盟団体の役員、顧問、部長、監督、コーチ、アドバイザー等 ②(教職員) 全国教職員卓球連盟に所属する顧問、部長、監督、コーチ、アドバイザー等 *但し、役職者登録のみでは選手活動することはできない	1,500円/人

- 2 前項に定める登録料の50%以下を、本協会法人会計に充てるものとする。

第41条（登録地）

本協会に登録する者は、各都道府県加盟団体の地域内に居住地、勤務先、学籍地のいずれかがある都道府県を登録地とする。

- 2 海外に居住または勤務を有する者で、前項に該当しない者は、原則として本籍地より登録することができる。

- 3 居住地と勤務先が2つの地域にまたがる時は、自己の意思によってそのいずれかの都道府県加盟団体に所属しなければならない。
- 4 居住地とは住民登録がなされている所を指し、勤務先とは雇用者と雇用契約を締結した上で、週7日のうち4日以上勤務する所を指す。学籍地とは、在学している学校の所在地を指す。

第42条（会員の権利）

第40条第1項に定められた登録会員は、それぞれの資格を満たせば、本協会及び加盟団体が行うすべての競技会、検定会、研修会等に参加することができる。

第43条（複数の登録）

勤務先においてチーム編成ができない場合に限り、勤務先名で登録をし、チーム戦出場のため勤務先以外の一つのチームに二重に登録することができる。ただし、同一都道府県内に限る。

- 2 中学生（第4種）及び小学生（第5種）は、所属学校以外に同一都道府県内の一つのチームに二重に登録することができる。
- 3 役職者は同一都道府県内に限らず、第41条に則り複数登録することができる。
- 4 役職者と選手は、それぞれ兼ねて登録することができる。

第44条（登録料の納入）

登録料は各都道府県加盟団体に納入しなければならない。

- 2 納入後、選手登録者には本協会指定のゼッケンを、役職者登録者には役職者章を提供する。
- 3 第43条の複数登録者は、登録数分の登録料を納入しなければならない。
- 4 一旦納入された登録料は、原則として返金しない。

第45条（登録期間）

登録期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第46条（登録手続）

本協会に登録する会員は、各都道府県加盟団体を通じて登録しなければならない。

- 2 本協会に登録する会員は、本協会加盟登録に必要な事項を入力し、各都道府県加盟団体の定める会費（所属会費）及び本協会の登録料を納入しなければならない。
- 3 登録は毎年行うものとし、原則として3月1日から6月30日までの間に、その手続きを完了しなければならない。

第47条（登録変更）

登録者は、転居、転勤、転校、結婚および離婚、その他特別な事由で登録チームを変更することができる。

- 2 登録の変更は、申請人が現在の都道府県加盟団体に加盟登録変更に必要な手続きを行う。手続きを受けた現在の都道府県加盟団体は、新たに登録する都道府県加盟団と本協会に連絡する。この場合、本協会に対する登録料は不要とし新たに登録する都道府県加盟団体への所属会費はその都道府県加盟団体で定めるところによる。

- 3 本協会ナショナルチームメンバー、ジュニアナショナルチームメンバー、ホープスナショナルチームメンバーである選手が、契約をしているスポンサー企業名に登録を変更することを本協会は妨げないが、対象となるスポンサーは一社に限るものとし、候補選手は含まないものとする。

第 48 条（外国籍の選手）

外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）が、本協会に登録する場合、本規程の適用を受ける。但し、外国籍選手の競技会等への参加要件は第 63 条に従う。

第 49 条（取消事由）

本規程に基づき登録された日本国籍を有する選手が海外の協会に移籍した場合、本協会は当該会員の登録を取り消すことができる。移籍とは以下の場合を指し、登録取り消し後は外国籍選手として取り扱う。

- 1) 国際卓球連盟移籍登録者リスト（Eligibility Registration List）に掲載された選手
- 2) 海外の協会を代表して各種大会に参加申し込みを行った選手